保育園、幼稚園等の施設における事故防止について

弁護士　北村 幸裕

第1　はじめに

平成30年5月28日、内閣府子ども･子育て本部は､｢平成29年教育･保育施設等における事故報告集計」を公表した。これによると、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの1年間において、教育･保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等は、合計で1242件あり、このうち、負傷等の報告が1234件で、うち1030件が骨折によるものであった。また、死亡の報告が8件認められていた。

単純化すると1月あたり100件以上の事故が発生していることになる。つまり、保育園や幼稚園をはじめとする教育･保育施設等では、日本のどこかで、毎日数件の事故が生じていることになるのであり、教育･保育施設等にとっては、施設における事故の防止と事故時の対策は喫緊の課題であるといえる。

そこで、教育･保育施設等側が責任を負わないよう適切な対策をすることの一助として、近時の裁判例を分析することとする。

第2　裁判例（横浜地裁平成29年4月13日判決LLI/DB判例秘書登載）

1　事案の概要

本件は、被告学校法人Dが運営するS幼稚園において、同幼稚園の園児であったX（当時3歳）がプール活動中に溺れ死亡した事故（本件事故）に関し、Xの両親である原告らが、クラス担任であったA、Aが担当するクラスと合同でプール活動を行っていたクラスの担任であったB、園長であったC、学校法人D、当時S幼稚園の主任であったEを被告として、以下の根拠に基づき、損害賠償を請求した事案である。

2　原告らが主張した各当事者の責任と判決の判断

原告らと被告らの主張は多岐にわたっているが、以下、本稿の目的に沿うべく、原告らが主張した各当事者に関する責任と判決の認定結果のみを端的にまとめることとする。

(1) 担任であったAの責任

＜原告らの主張＞

Xのクラス担任として、園児を監視し、その生命身体の安全に配慮すべき義務の違反

＜根拠条文＞

民法709条又は719条1項

＜判決の認定＞

当該注意義務違反を認めた。

(2) 合同でプール活動を行っていたクラスの担任であったBの責任

＜原告らの主張＞

Xの所属していたクラスと合同で活動をする以上、他のクラスの園児を監視し、その生命身体の安全に配慮すべき義務の違反

＜根拠条文＞

民法709条又は719条1項

＜判決の認定＞

本件事故当時、Bは別の園児の対応中であって、Xの所属していたクラスの園児まで監視することは事実上困難であったとして、本件では当該注意義務違反は認められないとした。

(3) 園長であったCの責任

＜原告らの主張＞

①被告A及び被告Bに対し、プール活動上起こり得る事故の原因やその防止策、事故が発生した場合の対応方法について予め十分な指導教育･訓練を行い、それらがプール活動に携わる職員に周知徹底されているかを常に確認し、周知徹底が不十分と考えられる職員に対しては、個別に必要な指導教育･訓練を施す義務（指導教育義務）の違反。

②本件プール内にて園児とプール活動を行う被告A及び被告B以外にも、園児を常時監視する職員を配置し、プール活動中の具体的場面においても常に一定の能力を有する複数の目によって園児の行動を監視する体制を十分構築し、実践する義務（監視体制構築義務）の違反。

＜根拠条文＞

民法709条、719条1項又は715条2項（C自身の不法行為と併せて、代理監督者としての責任も求められた。）

＜判決の認定＞

本件の事情の下では、C自身の過失としての上記指導教育義務違反及び監視体制構築義務違反を認めなかったが、Aの事業執行に関して相当な注意を払ったとは認められないとして、代理監督者と

しての責任を認めた。

(4) 学校法人Dの責任

＜原告らの主張＞

上記Cの責任と同様。

＜根拠条文＞

民法709条、719条1項、415条又は715条1項

＜判決の認定＞

上記Cの認定と同様、D自身の指導教育義務違反及び監視体制構築義務違反を認めなかったが、A及びC（代理監督者）の責任が認められたことから、使用者責任が認められた。

(5) 主任であったEの責任

＜原告らの主張＞

S幼稚園の主任として、被告Cが行うべき園児の安全管理体制の構築を補完する役割に当たるとともに特に危険の大きいプール遊びを実施する場合には、担任その他の職員を適切に配置し、配置された職員の指導・監督に当たるべき義務の違反。

＜根拠条文＞

民法709条又は719条1項

＜判決の認定＞

Dに指導教育義務違反はなく、また現場での人員配置にも問題はなかったことから、当該義務違反を否定した。

第3　教育・保育施設等側において問題となる責任

上記判決の内容からすると、個別事情に応じて実際に認定されるかどうかは別として、教育・保育施設等において乳幼児に事故が生じた場合、以下の責任が問題となる。

1　担任

乳幼児に直接接するものとして、乳幼児を見守り、その生命身体の安全に配慮すべき義務の違反による不法行為責任の有無。

2　担任と同立場の別の職員

当該乳幼児に対して直接接する場合等、事情に応じて、乳幼児を見守り、その生命身体の安全に配慮すべき義務の違反による不法行為責任の有無。

3　主任等

施設側が負担する義務を補完する立場にあるとして、担任その他の職員を適切に配置し、配置された職員の指導・監督に当たるべき義務の違反による不法行為責任の有無。

4　園長等、園の代表的な立場の者又は教育・保育施設等の経営主体

これらの立場の者自身の責任として、職員の指導教育義務の違反又は施設内で事故が起こらないよう監視体制を構築する義務の違反による不法行為責任の有無。

また、職員の責任が認められる場合には、使用者、代理監督者等の責任が肯定されうる。

なお、教育・保育施設等の経営主体については、不法行為保護者との利用契約に基づいて乳幼児が施設に入所していることから債務不履行責任も問題となる。

第4　教育・保育施設等側における対策

近時、教育・保育施設等において多数の事故が発生していることから、平成28年3月、事故防止を目的として、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122587.html参照）」が公布されるとともに、プールの事故防止に関しては、上記判例の内容を受けて、平成30年4月27日、「保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（http://www.hokyo－ibaraki.jp/documents/suryou5％20170901.pdf参照）」が発出された。

これらによると、教育・保育施設等には、プール活動等において、①監視体制の空白が生じないよう適切な人員を配置すること、②当該活動に関わる職員に対して、見落としがちなリスクや注意すべき点を事前に十分教育しておくこと、③事故が発生した場合に適切な対応ができるよう日常的な訓練を行うこと等が求められている。

つまり、教育・保育施設等に対して、個々の職員に見落とし等が生じない体制作りを求め事故を回避しようとしているのである。

ところが、これらの対応を遵守していても、個々の職員のミス等によって、事故が生じることは十分にあり得る。この場合、少なくとも個々の職員の過失を否定することはできないのであるから、個々の職員は当然ながら、教育・保育施設等も責任を負うことになりかねない。

施設側としては、上記ガイドライン等を参考にしつつ、個々の職員のレベルアップを図り、仮にミスが生じても職員間でフォローできる体勢を整えていくしかない。そして、それでもなお起こるかもしれない事故に備えて、十分な保険に加入しておくしかないのではなかろうか。

なお、昨今では、教育･保育施設等では、職務内容が過酷であるにもかかわらず薄給であるといった事情から、職員の確保が難しく、施設によっては人手不足とそれに伴う現職員に対する過剰な負担等が深刻化しており、上記対応が不十分にならざるを得ない場合が認められるようである。

事故防止には、このような状況を改善していく必要があり、上記の対応に留まることなく、例えば、十分な職員数を確保すること、過剰労働にならないような勤務態勢を構築することといった対策も同時に検討していく必要があると思われる。